

経済と経営 18-2 (1987.9)

〈論文〉

第 I 部

ホブズにおける・「契約 (Pact, Covenant)」, および, 「自然権」, 「自然法」, の諸概念の分析 (第 I 章——第 XII 章)

鈴木 秀 勇

第VII章

本章の主題は、以下のところにある。

本稿・第 I 部・前・第VI章にあって、「各人」が「国家」を「産出」し；「平和」を〈創出〉する〈行動の仕方〉を、「指示」・「勧告」・「命令」する・二つの「自然法」のうち、根幹となるものは、「第二の自然法」であり、その〈命令内容〉は、「人間」「誰シモ」（「各人」）にたいし、自らのもつ・「自然権」という「自由」を、第三者に「手渡セ」（〈譲渡せよ〉, 〈移譲せよ〉）, とするものであることを、見た。

その「移譲」は、〈ある・特殊な性格〉のものではあるが、「各人」（ないし、少なくとも「各人」からなる「多数者」）が、各自の「自然権」を第三者に「移譲する」という〈内容〉の「契約 (Pact, Covenant)」を、互いに交し合うことによって、行なわれるのである。

ところで、前・第VI章は、そのIV. で、この「契約」は、同じ第VI章で分析した・「第二の自然法」が立脚するところの〈論理〉——「国家」の「産出」、すなわち、「平和」の〈創出〉のための〈条件〉と、それが生む・〈条件〉

と〈同一の事柄〉への〈自己拘束〉とが、〈あらゆる人間〉(少なくとも〈多数者をなす各人〉)のあいだにあって〈相互的〉である、という〈論理〉——を表現しているものである、と述べた。

この解釈が、ホブズについて成立しうることを、立証するのが、本章の主題である。

I

1) “*Lev. (E. L.)*”にあっては、「国家」を「産出」する・「各人」の〈行動の仕方〉としての「契約 (Covenant)」は、つぎの叙述の中に語られている。

2) ホブズの論旨を明らかにするため、長文の叙述を区分して記せば、

a) 「人間たちを、〔I.〕外敵の侵略から防衛し、互いの侵害から防衛する力量をもつことができ、〔II.〕そのことを手段として (thereby), 〔III.〕人間たちが、自分自身の勤労〔労働〕と、大地が生む果実とによって、心満ちて自分たちを養い、心満ち足りた生活をする事ができる・そのように人間たちに安心を与えてやる力量をもつ事ができる・そうした一つの・共同の力〔国家〕を」,

b) 「設立する・たった一つの道は」,

c) i) 「人間たちのもっているあらゆる力と強さとを」,

ii) 「たったひとり人間、ないしは、たった一つの・人々の集合体に、委譲すること (to conferre) であります」,

iii) 「このことは、たったひとり人間、ないしは、たった一つの・人々の集合体が、人間たちのもっている・あらゆる意志を、多数決によって、ただ一つの意志に帰一させるためなのです」。(傍点は、引用者)。

c') 「上のことは、つぎのように言うのとひとしいのです」(L. 「言いかえますと、たった一つの道は、以下のものなのです」)。

i) 「すなわち、たったひとりの人間、ないしは、たった一つの・人々の集合体に、人間たちの人格を代表させること (to appoint..., to beare their Person) なのです」。

ii) イ) 「言いかえますと、人間たちの人格をこのように代表する者〔前述の「たったひとりの人間、ないしは、たった一つの・人々の集合体」〕が、〔各人の〕共同の平和と安全とにかかわる重大事について、たとえどのような行動をとろうとも (whatsoever...shall Act), つまりは、〔人間たちによって〕たとえどのような行動をとらされようとも (cause to be Acted)」,

ロ) 「各人が、その行動ごとくを、自分の行動である、と認めること (to owne) なのですし、言いかえれば、各人が、自分自身が、その行動ごとくごとの本人 (Author) である、と容認すること (to acknowledge) でありまして、(傍点は、引用者)

ハ) 「そして、そうすることの中で、各人が、自分たちの意志 (Wills) を、この〔自分たちの人格を代表する〕者の意志 (Will) に従わせ (submit), 自分たちの判断力 (Judgements) を、この者の判断力 (Judgement) に従わせることなのです」。

d) 「これ〔「共同の力」を「設立」する「たった一つの道」〕は、同意 (Consent), あるいは合意 (Concord) 以上のものであります」。

e) 「それ〔「共同の力」を「設立」する、「たった一つの道」〕は、人間たちすべてが、たった一つの・同一の人格となって、真実に融合すること (a reall Unitie of them all, in one and the same Person) でありまして、

f) 「この融合することは、各人が各人と交す契約によって、つくられる (made by Covenant of every man with every man) のですが、

g) 「その契約は、ちょうど、各人が各人に向かって、つぎのように言うようにして、交されるのです」。(傍点は、引用者)。

g) 「私ハ、コノ人間、ナイシハ、コノ集合体ノ人々ニ、ソノ者ガ、私ヲ自分ノ本人デアル、トスル権限〔資格〕ヲ、与エマス (*Authorise*), スナワチ、私自身ヲ導イテイクタメニ私ガモツテイル権利〔自然権〕ヲ、委託シマス (*give up*)。〔タダシ〕、ソレハ、君ガ、私ト同ジヨウニ、君ガモツテイル権利〔自然権〕ヲ、コノ者ニ委託シ (*give up*), スナワチ、コノ者ガ、君ヲ自分ノ行動スベテ (*all his Actions*) ノ本人デアル、トスル権限〔資格〕ヲ、〔コノ者ニ〕与エル (*Authorise*), トイウ・コノ条件デ (*on this condition*), デアリマス」。

(L. 「私ハ、コノ人間、ナイシハ、コノ集合体ニ、ソノ者ガ、私ヲ自分ノ本人デアル、トスル権限〔資格〕 (*authōritās*. [アウトホオーリタース]) ヲ、委託シマス (*concedo*. [コンケドオ]), スナワチ、私自身ヲ導イテイクタメニ私ガモツテイル権利〔自然権〕ヲ、委託シマス。〔タダシ〕、ソレハ、君モマタ、ソノ者ガ、君ヲ自分ノ本人デアル、トスル権限〔資格〕 (*authōritās*) ヲ、同ジ者ニ移譲シ (*trānsferās*) [トランスフェラース]), スナワチ、君ヲ導イテイクタメニ君ガモツテイル権利〔自然権〕ヲ、同ジ者ニ移譲スル (*trānsferās*), トイウ条件デ (*ēā conditiōne*. [エアー・コンディティオーネ]), デアリマス」)。 (片仮名は、すべて、原文イタリク)。

h) 「この契約が交されますと、こうしてたった一つの人格となって融合した多数者 (the Multitude so united in one Person) が、カモン・ウェルス (a COMMON-WEALTH). [国家]), ラテン語でキーウィタース (CIVITĀS), と呼ばれるのです」。

i) 「以上が、あの・巨大なりヴァイアサン (LEVIATHAN. [国家]) の産出でありますし、…」 (Lev. Pt. II. OF COMMON-WEALTH. Chap. XVII. Of the Causes, Generation, and Definition of a COMMON-WEALTH. E. L. prg. 13. E. p. 227 ; OL · III. pp. 130 — 131)。

(上掲の・「共同の力を設立する・たった一つの道」についての分析は、本・

第I部・後出・第IX章の主題である。

3) a) さて、上記・g') に示した〈契約内容〉のうちに、「私自身ヲ導イテイクタメニ私ガモッテイル権利」と言われているものが、本稿・第I部・前出・第IV章の最後に記したとおり、「各人」がもつ・「自然権」という「自由」のことである。

b) そして、この「権利」を、c') に言われる「各人の人格を代表する者」(第三者) たるたった「ひとり人間、ないしは、たった一つの・人々の集合体」に「移譲スル」、「委託スル」ことが、「コノ人間、ナイシハ、コノ集合体ノ人々ニ、私ヲ自分ノ本人デアル、トスル権限〔資格〕ヲ与エル(Authorise)」ことと《等置》されるのであり、あるいは、「君ヲ自分ノ行動ノスベテノ本人デアル、トスル権限〔資格〕ヲ与エル(Authorise all his Actions)」ことと《等置》されるのであって、ここに、上の・「自然権」の「移譲」の〈ある・特殊な性格〉がある。

(この《等置》の論理の分析は、本稿・次・第VIII章の主題である)。

II

そこで、上の“Authorise”の理論については、本章では、しばらくおき、「自然権」の・〈第三者〉への「委託」・「移譲」を〈内容〉とする「契約」について、本章の主題を追究することになる。

その主題は、くりかえして述べれば、上見の「契約」概念は、「第二の自然法」が立脚している〈論理〉——「国家」の「産出」、すなわち、「平和」の〈創出〉のための〈条件〉と、その〈条件〉が生む・〈条件〉と〈同一の事柄〉への〈自己拘束〉が、〈あらゆる人間〉(少なくとも、〈多数者をなす各人〉)のあいだにあって〈相互的〉である、という〈論理〉——を表現しているものである、という解釈を、確証するところにある。

1) そこで、まず、上記の〈論理〉は、本稿・第I部・前・第VI章を想起

すれば、「第二の自然法」が〈言いかえ〉られていた言句、また、「第二の自然法」と主旨を同じくする・『マタイによる福音書』。第7章・第12句の「福音の掟て」、および、「万民法」、——この三者を分析することによって、見出されたものであった。

2) してみれば、この〈論理〉は、「第二の自然法」そのものの〈命令内容〉に即しても、分析しうるものであるはずである。

a) すなわち、〈ホカノ人間モマタ、進ンデ、自ラガモツ・アノ・アラユル物ニタイスル権利〔自然権〕ヲ、第三者ニ手渡ス〉ことが、上記の〈条件〉である。

b) そして、この〈条件〉は、「人間」を「平和」に向かって〈行動〉させる〈原動力〉たる「情念」と、かく〈行動〉する「人間」にたいして〈行動の仕方〉を教え、「平和にとって適切な諸指示」を与える「理性」とによって、生み出されるものである。

c) さて、上記の〈条件〉が存在する場合には、同じ「情念」と「理性」とによって、〈他ノ人間〉も、この〈条件〉と〈同一の事柄〉——すなわち、〈自ラガモツ・アノ・アラユル物ニタイスル権利〔自然権〕ヲ、第三者ニ手渡ス〉ことへ向かって、〈自己を拘束する〉、すなわち、〈第三者ニ手渡サネバカラヌ〉、ということが、生ずる。

d) 前記の〈条件〉そのものが、「情念」と「理性」とによって生み出されたことを前提しておくならば、上記・c)は、その〈条件〉が、それと〈同一の事柄〉にたいする〈自己拘束〉を生む、と表現することが、許される。

e) ところで、「平和」の〈創出〉、とりもなおさず「国家」の「産出」にとっては、上の〈条件〉を担う「人間」と、〈自己拘束〉する「人間」とが、〈特定〉の人間であってはならないことは、自明である。

f) すなわち、この〈条件〉と、その〈条件〉に〈同一の事柄〉にたいする〈自己拘束〉とは、〈特定〉の「人間」のあいだにあって〈相互的〉であるのでは、足りないのであって、〈あらゆる人間〉(少なくとも、〈多数者をなす

各人)のあいだにあって、〈相互的〉であること、すなわち、〈ホカノ人間モ
 マタ、進ンデ、自分ノ自然権ヲ、第三者ニ手渡ス場合ニハ〉、〈アラユル人間〉、
 少なくとも〈多数者ヲナス各人モ〉、〈進ンデ、自分ノ自然権ヲ、第三者ニ手
 渡サネバナラヌ〉、ということがあって初めて、「平和」の〈創出〉、「国家」
 の「産出」にとって、「第二の自然法」という「命令」、すなわち、——「ホカ
 ノ人間モマタ、進ンデ、…コノ〔自然権〕ヲ、〔第三者ニ〕手渡ス場合ニハ、
 …アノ〔自然権〕ヲ、〔第三者ニ〕手渡セ」——が、決定的な意義をもちうる
 のである。

g) こうして、「第二の自然法」の〈言い換え〉、「第二の自然法」と同趣旨
 の「福音の掟て」、ならびに、「万民法」のみでなく、「第二の自然法」そのも
 のが、自らが、前見の〈論理〉に立脚していることを、示しているのである。

3) そして、ホブズ自身、この〈論理〉を、しかし、あの〈条件〉が存在
 しなれば、〈条件〉と〈同一の事柄〉への〈自己拘束〉とが、〈多数者をな
 す個人〉のあいだで〈相互的〉に生ずることはありえない、という・逆の表
 現で、示している。それは、つぎの叙述である。

「なぜなら、各人が、上記の権利〔自然権〕を、すなわち、自分が好むこ
 とならどのような事柄をでも行なう権利を、握っていて手放さないあいだは、
 そのあいだは、あらゆる人間が、戦争の身の上にあるからでありますし、し
 かし、自分がするのと同じように、ほかの人間が自分の権利を〔第三者に〕
 手渡すことを意志することがなければ、その場合には、どのような人間にし
 ましても、自分の権利を自分から手放す理由はないからであります。とい
 いますのは、そのようなことをするのは、自分自身を平和へ向けることである
 よりは、むしろ、わが身を餌食にしてしまうことでありますし（なんびとに
 も、わが身を餌食にする義務はないからであります）。…」(傍点は、引用者。
 Lev. Chap. XIV. E. L. prg. 5. p. 190 ; OL. III. p. 103)。

4) さて、そこで、本・第七章・前・I. 2) のうちの a), b), d), f),
 g'), h) に見たとおり、

a) 「〔タダシ〕、ソレハ、君が、私ト同ジヨウニ、君ガモッテイル…〔自然権〕ヲ、コノ者ニ委託…スル、トイウ・コノ条件デ…」、私ハ、コノ人間、ナイシハ、コノ集合体ノ人タニ、…私ガモッテイル…〔自然権〕ヲ、委託シマス」(g') という〈内容〉の「契約」が、

b) 「各人が各人と交す契約」(f)) であり、

c) その「各人」とは、「人間すべて」(d)) であるか、ないしは、「多数者」(h)) をなす「各人」であって、

d) しかも、上の「契約」は、「第二の自然法」という「命令」に基づいて「共同の力」を「設立」(「国家」を「産出」し)、「平和」を〈創出〉する・「たった一つの道」(a), b)) である、――

ということは、

e) この「契約」概念が、「第二の自然法」の〈論理〉と〈同一〉の〈論理〉を含んでいることを、疑いもなく、示しているのである。

5) そして、〈同一〉の〈論理〉を含んでいる、とは、上見の「契約」概念が、「第二の自然法」の立脚している〈論理〉を、表現しているものである、ということである。

6) 前見の解釈のこの論証によって、本章の主題は、肯定の結論をえたように、見える。

III

1) ところが、「国家」の「産出」、すなわち、「平和」の〈創出〉を《目的》とし、したがって、本・I. 前出・1), g') に見た《内容》をもつ「契約」の概念は、“*Lev. (E. L.)*”にあっては、上揚・Pt. II. Chap. XVII. prg. 13.に、卒然と、しかも、この箇所にもみ、現われるにすぎないことは、言うをまたない。

2) そのほかの箇所で、“Pact”ないし“Covenant”について語られるのは、ただ、Pt. I. Chap. XIV. の・E. prg. 11., L. prg. 10.にあってにとどまるので

あるが、そこでの・PactあるいはCovenantの概念は、「国家」を「産出」する「契約」の概念とは、いささかの関係も、ないのである。

3) というのは。本稿・第I部・前・第VI章で既見のとおり、“*Lev. (E. L.)*” Pt. I. Chap. XIV. prg. 5.にあって、「第二の自然法」を提示したホブズは、「第二の自然法」の〈命令内容〉が、「各人」のあいだの〈相互性〉を前提としてではあるが、「各人」にたいし、自らのもつ「自然権」を、〈第三者〉に「手渡せ」（ホブズ自身による・他の表現では、「譲渡」せよ、「移譲」せよ）というところにあるのをうけて、つづく（E. L.） prg. 6.で、まず、

a) 「あるものにたいする・ある人間の権利を手渡す、ということは、別の人間がそのものにたいしてもつ・自分自身の権利から生ずる利益を妨害する自由を、〔手渡す方の人間が〕わが身から引き離すこととあります」とし、その理由を、「なぜなら、自分の権利を、放棄し、ないしは、引き渡す人間は、別の人間に、その人間が以前にはもってはいなかった・ある権利を、与えるのでは、けっしてないからであります。と言いますのは、各人が、自然に基づいて権利をもっていなかったようなものは、なに一つないからなのです」と述べ、そして、「自分の権利を、放棄し、ないしは、引き渡す人間」は、「ただ、別の人間が、こちらの人間〔自分の権利を、放棄し、ないしは、引き渡す方の人間〕からの妨害をうけずに、第三者からの妨害を受けずに、ではありません、こちらの人間が自分のものとしてもとももっていた権利を、享受することができるように、道を譲るだけであるからです」とする（傍点は、原文イタリク。Lev. prg. 6. E. pp. 190–191; OL・III. pp. 183–104）。

b) ついで、次・（E. L.） prg. 7.では、こう言う。

「権利は、権利をたんに（simply）放棄することによってか、ないしは、権利を移譲すること（Transferring. L. trānslātio.〔トランスラーティオ〕）によって、別の人間に、委ねられます（is layd aside. L. dēpōnitur.〔デーポーニトゥール〕）。たんに放棄することによりますのは、その人間〔放棄する人間〕が、その権利から生ずる利益が、誰に帰するかを、心にかけない場

合です。移譲することによりますのは、その人間が、その権利から生ずる利益が、ある・一定の人格、ないし諸人格に帰することを、意図している場合です」(Lev. prg. 7. E. p. 191; OL・III. p. 104)。

c) そして、次・(E. L.) prg. 8.では、「放棄」・「移譲」と、本人がうけるべき「利益」との関係を、語るのである。「すべて人間が、自分のもっている権利を移譲するか、ないしは、権利を放棄する場合には、いつも必ず、その移譲あるいは放棄は、逆に、自分自身に移譲される・ある権利を考慮しているものであるか、ないしは、移譲あるいは放棄によってその人間が期待している・別の・ある・よいものを目的とするものであります。なぜなら、移譲あるいは放棄は、一つの・意志に発する行動でありますし、各人の・意志に発する行動の対象は、その人間自身にとってのよいものであるからです」(傍点は、原文イタリク。Lev. prg. 8. E. p. 192; OL・III. pp. 104-105)。

(ホブズは、同じ prg.で、上掲の叙述につづいて、「ですから、なんびとにせよ、その者が、なにらかの語、ないしは、ほかのしるしによって、放擲し、ないしは移譲してしまった、とは理解されることのできない・ある諸権利が存在するのです」として、〈三つ〉の「権利」をあげている。(Lev. E. L. prg. 8. E. p. 192; OL・III. p. 105)。

これが、若干のホブズ研究者によって、ホブズにおける「個人的抵抗権」の論拠とされているものであり、また、ホブズ自身、“Lev. (E. L.)” Pt. II. OF COMMON-WEALTH. Chap. XXI. Of the Liberty of Subjects. (服従者の自由について)の中で、論者が「個人的抵抗権」と呼ぶ内容の・ホブズの立論の根拠は、この“The 14. Chapter”の・上見の論述である、と明示しているのである (Lev. Pt. II. Chap. XXI. E. prg. 11., 12., 13. E. pp. 268-269. prg. 11., 12., OL・III. p. 165)。

けれども、「第二の自然法」の「命令」による・「各人」の・「自然権」という「自由」の「移譲」は、上記の・〈三つ〉の「諸権利」を「移譲」から〈除外〉すれば、〈不可能〉となるものであり、また、「自然権」の「移譲」の〈あ

る・特殊な性格〉に基づく・これまたホブズ自身の・他の・ある立論からすれば、いわゆる「個人的抵抗権」を論じているとされる・ホブズの所論自体が、成立しえなくなるのである。

しかし、ここでは、この点については、立ち入らない。

d) さて、ホブズは、“*Lev.*” Chap. XIV.の・つぎの (E. L.) prg. 9.からは、論述を、「権利」の「移譲」に絞り、まず、「権利の・相互の移譲 (the mutuall transferring of Right. L. trānslátio jûris mûtua. [トランスラーティオ・ユーウリス・ムーウトウウア]) が、人々が約定 (CONTRACT. L. cóntractus. [コントラクトウウス]) と呼ぶものであります」とする (Lev. Chap. XIV. prg. 9. E. p. 192 ; O.L. III. p. 105. cóntractus は、動詞 *contráhere* ([コントラヘレ]) <con+tráhere. (原意は、<引き寄せテーツニスル> であり、<取引キ上ノ結合関係ニハイル> の語意ももつ) に由来し、<結バレタ・取引キ上ノ関係> の意である)。

e) ところで、次の (E. L.) prg. 10.では、ホブズは、「ものにたいする権利の移譲と、ものそのものの移譲、ないし引き渡 (tradition), すなわち交付 (delivery) とのあいだには、差異があります。なぜなら、たとえば、現金をもってする売買の場合とか、あるいは、物品ないし土地の交換の場合とかのように、ものは、権利の移譲と一諸に、交付されてもよろしいのですし、また、ものが、ある期間後に、交付されてもよろしいからです」(Lev. Chap. XIV. prg. 10. E. p. 193 ; OL. III. p. 105) と述べている。

f) そして、次・(E. L) prg. 11.に至って、上記の <ある期間後の・ものの交付> にかかわって、「契約 (Pact, or Covenant)」の規定を、語るのである。すなわち、

「その上、約定者の一方は、約定の目的であったものを、自分の方は、〔相手方に〕交付し、しかし、相手方には、ある・定められた期間後に自分の責任を履行することをまかせ、すなわち、そのあいだは、信用される (be trusted) にまかせておくことも、できるのです。そして、この場合、そうし

た約定が、信用している方の約定者の側では、Pact, ないしは Covenant と呼ばれるのです」(Lev. Chap. XIV. prg. 11. E. p. 193; OL・III. p. 105)。

(この規定から、通常、“Covenant”が、「信約」と理解されているのである)。

g) そして、ホブズは、上につづいて、「ないしは、双方の当事者が、後日に履行することを、今、約定することができるのです」と述べたあと、上記・f) の規定をうけ、つぎのように記述して、この prg. 11. を終っている。

「こうした場合には、将来履行すべき者は、信用されているのですから、その者の履行は、*守約 (Keeping of Promise)*, ないし信義と呼ばれます。そして、履行を果たさないことは、(それが、意志に発する場合には)、*信義の破棄 (Violation of Faith)* と呼ばれるのです」(L.では、上見・f) の規定とそれ以下の叙述とは、つぎのとおりである。「その上、約定者の一方は、ものの引き渡しにあつて、あるいは、約定の履行にあつて、他方に先んずることができます。この場合、おくれる他方は、信用される、と言われ、ないしは、信義をおかれる、と言われます。そして、この者の約束が、契約(pactum) と呼ばれるのです。しかし、その約束を履行しなかったことは、信義の破棄 と呼ばれるのです」(Lev. Chap. XIV. L. prg. 10. OL・III. p. 105)。

4) 以上によってみると、“Lev. (E. L.)”では Chap. XIV. prg. 11. にのみその規定が見られる Pact, あるいは Covenant の概念は、a) 「権利の相互の移譲」すなわち「約定」の一樣態を意味するものであつて、「国家」を「産出」する「契約 (Covenant)」の概念が、「自然権」という「権利」の第三者への「移譲」を意味するものであるのとは、全く異なる。

b) そして、上見の Pact, Covenant の概念が「約定」の一樣態を意味するとは、「約定」にさいして、「権利」の「移譲」の〈時点〉と、「もの」の「交付」の〈時点〉とのあいだの〈差異〉に伴う「信用」の要素を含む「約定」が、Pact, ないし Covenant である、ということである。

5) かかる Pact, あるいは Covenant の概念が、「国家」を「産出」するところの Covenant, すなわち「契約」の概念であることは、ありえないのである。

6) a) だがしかし、本・III. 1) に示したとおり、「国家」を「産出」する「契約」概念、すなわち、“*Lev. (E. L.)*” Pt. II. Chap. XVII. prg. 13. に現われる「契約」概念は、卒然と、しかも、この箇所のみに、現われるものであるから、はたして、この「契約」概念だけが、「国家」を「産出」する唯一の「契約」の概念である、と〈断定〉することは、できない。

b) してみれば、本章・前・II. 4) に述べたように、本章の主題が、上掲箇所については、肯定の結論をえた、といっても、その結論自体をさらに、傍証によって確認することが、不可欠となってくる。

7) そこで、“*Lev. (E. L.)*”に先行する諸著述の中に、「国家」を「産出」する「契約」という概念が——たとえ、その《原型》においてでも——現われているか否か、(また、かかる概念を含む「契約」理論が——これまた、《基型》においてであれ——姿を見せているか否か)を、探索し、それらの「契約」の概念(と理論と)をめぐって、本章の主題が、肯定の結論をえることを、確認しなくてはならない。

そして、先行諸著述の中に、上記の「契約」概念が現われていないにしても、なお、この事柄を確認する方法を工夫しなければならないし、また、その方法は工夫できるはずである。

IV

1) 本章・前出・I. 2) で、「国家」を「産出」する・「各人」の〈行動の仕方〉としての「契約」を含む叙述を見た時、2), d) に、「これ〔「共同の力」の「設立」の「たった一つの道」〕は、同意 (Consent), あるいは合意 (Concord) 以上のものであります」と言われていた。

このように、「国家」の「産出」は、「同意」ないし「合意」によっては、〈不可能〉であり、「契約」をまたなくてはならない、という立論は、その論拠とともに、すでに“*EoL.*” Pt. I. Chap. 19. に、示されていたものである。

すなわち、同・Chap. 19. §. 4. は、こう述べている。

a) 「ところで、どれほど多数の人間が、自分たちの・相互の防衛のために集合したと想定しましても、なお、この人間たちが、自分たちの行動(*their actions*) を、ただ一つの目的〔相互の防衛〕に向けるのでない限り、この効果〔相互の防衛〕は、生じてこないであります。この・〔人間たちが、自分たちの行動を〕ただ一つの目的に向けることが、第十二章・第七節で、同意(*consent*) と呼ばれているものなのです。〔Chap. 12. §. 7. には、こう規定されている。「多数の人間の意志(*the wills*) が、ある・ただ一つの行動ないしは効果に向かって、同時に相会する場合、この・多数の人間の意志の同時生起が、同意と呼ばれるのです」(*EoL.* Chap. 12. §. 7. p. 63)〕。多数の人間のあいだの・この同意(ないし合意(*concord*))は、今現在の侵略者にたいする恐怖によって、…形づくられるかも知れませんが、しかし、それにも拘らず、お互いを上回る名声と利得とを自然に基づいて争い合う・かくも多数の人間の中にはたらく判断力と情念との分裂によれば、これらの人間を制御する・ある・共通・共同の恐怖がないことには、外敵に立ち向かってお互いを助け合う、という・これらの人間の同意が長つづきすることは、不可能であるばかりでなく、また、これらの人間たち自身のあいだの平和も、長つづきすることは、不可能であるのです」(*EoL.* Pt. I. Chap. 19. §. 4. pp. 101—102)。

2) 見るとおり、「同意」によっては「平和」は〈創出〉されえない、とする・ホブズの立論は、その根拠を、つぎのところにもつ。

——「多数の人間」の「意志」が「外敵に立ち向かってお互いを助け合う」(「相互の防衛」)という「ただ一つの行動ないし効果に向かって」「同時に相会」し「同時生起」することとしての「同意」が、「侵略者にたいする恐怖に

よって」「形づくられる」にしても、しかし、その「多数の人間」は、相互のあいだでは、「お互いを上回る名声と利得とを自然に基づいて争い合」うのであり、したがってそのさいに「はたらく判断力と情念と」の「分裂」が必然である以上、そうした「多数の人間を制御する・ある・共通・共同の恐怖がないことには」、「これらの人間の同意が長つづきすることは、不可能である」し、したがって、「これらの人間たち自身のあいだの平和も、長つづきすることが、不可能である」。――

3) a) 上見の立論からすれば、「相互の防衛」・「平和」のために〈要求される〉のは、「同意」が「長つづきする」ことを「可能」にするものとしての「人間を制御する・ある・共通・共同の恐怖」である。

b) したがって、この「恐怖」の要素を重視するホブズが、ここから〈帰結〉させるのは、当然、下記・§. 6. に見られるとおり、「同意」が「共同の平和にとって、十分な保証」となるためには、この「恐怖」をもって「多数の人間を制御する」・「ある・共同の力」の「設立」が、〈不可欠〉である、なぜなら、この「設立」のみが、「多数の人間」を、「自分たち自身のあいだで平和を守るように」、また、「共同の敵に立ち向かって、自分たちの力の強さを合一させるように」、「双方へ向かって強制」するからである、とする所論である。

c) すなわち、「でありますから、依然として変らない事柄は、同意(これによって私が理解しておりますのは、ただ一つの行動にたいする・多数の人間の意志の同時生起であります)は、ある・共同の力を設立すること (the erection of some common power) がなくては、自分たちの・共同の平和にとって、十分な保証にはならない、ということであります。なぜなら、その・共同の力にたいする恐怖によってこそ、多数の人間は、自分たち自身のあいだで平和を守るように、また、共通の敵に立ち向かって、自分たちの力の強さを合一させるように、双方へ向かって強制されるからであります」(傍点は、引用者。EoL. Pt. I. Chap. 19. §. 6. p. 103)。

4) a) 上に言われる「ある・共同の力」とは、本稿・第I部・第I章。21), b) (『経済と経営』。17-1.), および、第I部・第II章。7), a) (『経済と経営』。17-2.) に、その規定を見た「共同の力」すなわち「国家」を意味していることは、言うまでもない。

b) そして、「その・共同の力にたいする恐怖」とは、上記・第I部・第II章。6) に、「戦争」の生起の〈条件〉は、その〈非存在〉にある、としてくりかえして挙示された「恐怖すべき・共同の力」の・他の表現であることもまた、明らかである。

5) さて、上記の所論——「ある・共同の力を設立すること」、そして、「その・共同の力にたいする恐怖によってこそ」、「多数の人間」は、〈対内, 対外〉の「相互の防衛」と「共同の平和」という「目的」・「効果」へ向かって、「自分たちの力の強さを合一させる」ように、「強制される」——から、同じ§. 6. で、ホブズがさらに〈帰結〉させる立論は、つぎのものである。

「ところが、このこと〔「ある・共同の力を設立すること」と、「その・共同の力にたいする恐怖によってこそ、…」以下を指す〕が行なわれますためには、ひとり融合 (union) 以外に、どんな道も、心に抱かれることができないのです。融合とは、第十二章・第八節で、多数の人間の意志を、たったひとりの人間の意志の中に、ないしは、ある・一団の人間の最大多数部分の意志の中に、言いかえますと、たったひとりの人間の意志の中に、ないしは、たった一つの協議体 (COUNCIL) の意志の中に、包み込むこと (involving), あるいは、含み込むこと (including) である、と定義されております。[EoL. Pt. I. Chap. 12. §. 8.における“union”の規定は、「多数の意志が、多数が承認し合っている・たったひとりの人間の意志の中に、ないしは、ひとり以上の人間の意志の中に、包み込まれ、あるいは、含み込まれる場合、…その場合に多数の意志の…・たったひとつの意志への、あるいは、それ以上の意志の中への、その・包み込みが、融合 (UNION) であります」である (p. 63)。]。なぜなら、協議体とは、多数の人間すべてにとって共同の・ある事柄につい

て、秤量を行なう人々の集合体 (an assembly) 以外のなにものでもないからです」(傍点は、引用者。EoL. Pt. I. Chap. 19. §. 6. p. 103)。

6) 上記の立論は、a) 本・IV・前見・3), 4) の「共同の力」・「国家」の「設立」は、「融合」〈によつてのみ、行なわれる〉、とし、

b) その「融合」とは、「多数の人間の意志を、……たったひとりの人間の意志の中に、ないしは、たった一つの協議体〔多数の人間すべてにとって共同の・ある事柄について、秤量を行なう人々の集合体〕の意志の中に、包み込むこと、あるいは、含み込むこと」とするものである。

c) 以上のa), b) から成る立論が、本・第七章。前出・I, 2), c), i), ii) に記された・“Lev.”の立論、すなわち「共同の力〔国家〕を設立する・たった一つの道」は、「人間たちのもっている・あらゆる力と強さとを、たったひとりの人間、ないしは、たった一つの・人々の集合体に、委譲することであります」とされ、その〈目的〉が、「…たったひとりの人間、ないしは、たった一つの・人々の集合体が、人間たちのもっている・あらゆる意志を、…たった一つの意志に帰一させるためなのです」と示される立論の《原型》である。

7) さて、このように、「共同の力」・「国家」の「設立」は、上見の意味をもつ「融合」〈によつてのみ、行なわれる〉とするホブズは、しかし、同時に、他方では (§. 10.), 「共同の力」の「設立」は、「各人」が、「自分自身」の「力と強さと」を、あの「たったひとりの人間、ないしは、たった一つの協議体」という第三者に「移譲」する、という〈内容〉の「契約によつて」〈行なわれる〉、とするのである。(ただし、その「移譲」は、§. 10. 後段に見るとおり、〈ある・特殊な性格〉のものである)。

(「共同の力」・「国家」の「設立」が、一方 (§. 6.) では、「融合」〈によつてのみ、行なわれる〉とされ、他方 (§. 10.) では、上述の「契約」〈によつて行なわれる〉とするのは、行論の分裂のように思われる。しかし、ホブズ

自身にあつては、後出・12)に見るとおり、行論の合一である)。

8) すなわち、§. 10. では、ホブズは、前段で、こう言う。

「…個々の成員〔多数の人間たち〕が、あの・共同の力を与えた・当の・たったひとりの人間、ないしは、たった一つの協議体が、個々の成員の SOV-EREIGN と呼ばれますし、その者が所持している力〔「共同の力」〕が、the sovereign power と呼ばれるのです。この力は、個々の成員の各人が、契約によって (by covenant), 自分自身から引き離して、その者に移譲した (have transferred) 力と強さとであります」(傍点は引用者。EoL. Pt. 1. Chap. 19. §. 10. p. 104)。

a) 上の叙述の後半は、前記・6) にくりかえした・“Lev. (E. L.)” の記述の前半部分、すなわち、「人間たちのもっている・あらゆる力と強さとを、たったひとりの人間、ないしは、たった一つの・人々の集合体に、委譲することあります」とする所論と〈同一〉のものである。

b) i) しかしながら、その「委譲」(「移譲」) が、「契約によって」行なわれる、とされる・その「契約」の概念は、本章で探索されている・“Lev. (E. L.)” Pt. II. Chap. XVII. prg. 13.における「契約」概念の《原型》では、ない。

ii) したがって、また、“Lev. (E. L.)”・上掲箇所に示される「契約」理論——「各人」が、自らの・「自然権」という「自由」を、「契約によって」、(のちに Sovereign となる)「たったひとりの人間、ないしは、人々の集合体」に「移譲する」、という理論——の《基型》も、ここには、存在しないのである。

9) それの理由は、以下のところにある。

a) 本章・本・IV. 3), a), b) に知ったとおり、「共同の力」の「設立」は、〈対内・対外〉の「共同の平和」にとって「十分な保証」をつくり出すもの、それゆえ、当然、すでに本稿・第 I 部・第 III 章 (『経済と経営』。17-3.) において、同じ“EoL.”について分析された諸契機による「戦争の状態」(the

estate of war. Pt. I. Chap. 19. prg. 1. p. 100) の克服を目途するものである。

b) しかるに、この Chap. 19.は、その§ 1., 2. までが、「戦争の状態」の吟味にあてられているのであって、上述の・「共同の力」の「設立」の論述は、§§. 1., 2. における・「戦争の状態」の吟味から、一挙に飛躍したものととして、§. 3. の冒頭から初めて、開始されるのである。

c) すなわち、「第三節。さて、共通の恐怖が、平和にとって必要不可欠 (necessary)でありますのと同じく、共通の援助が、防衛にとって必要不可欠であるのでありますから、私たちとしましては、人間がたやすくはお互いを攻撃することができないような防衛のためと、そのような・共通の恐怖を惹き起すためとにとっては、どれほど巨大な援助が要求されるかを、吟味しなくてはなりません」(EoL. Pt. I. Chap. 19. §. 3. p. 101), と述べられる・その・「要求される」「巨大な援助」の〈創出〉を、「共同の力」の「設立」は、意味しているのである。

d) しかるに、“EoL.” Pt. I. Chap. 19.には、“Lev. (E. L.)” Pt. I. Chap. XIV.と異なり、「第一の・基本となる自然法」、とりわけて「第二の自然法」に相当するものに提示が、欠落しているのである。

いな、Chap. 19.のみでは、ない。数少なからぬ「自然法」を挙示している・“EoL.” Pt. I. Chap. 16.および Chap. 17.に照らしても、そこに記されている「自然法」の多くは、“Lev. (E.L.)”でいえば、Pt. I. Chap. XV.に列挙される・計十七の「その他の自然法」と共通・類似のものであり、少なくとも、“Lev. (E. L.)” Pt. I. Chap. XIV.に述べられる・「第一の・基本となる自然法」と「第二の自然法」とは、見出されないのである (Chap. 16. pp. 81–87; Chap. 17. pp. 87–95)。

e) だが、「第二の自然法」は、「契約」を〈帰結〉させることによって、「共同の力」の「設立」に導くものであって、したがって、「契約」の〈前提〉となるものであり、それゆえ、「各人」を「戦争」から「平和」へ〈媒介〉するものである。

f) してみれば、“*EoL.*”に、「第二の自然法」の提示が欠落していることは、“*EoL.*”に現われる「契約」概念が、本・IV. 前出・2), b) に記した・論述の・§§. 1., 2. から§. 3. への飛躍をまさに映しているところの・一つの・理論上の飛躍、すなわち、「戦争の状態」から、「各人」の・〈対内・対外〉の「共同の平和」 (§. 4.) への・理論上の飛躍の中にあることを示す以外のものではない。

g) さて、してみると、本・IV. 前・8) に挙げた「契約」—— くりかえせば、「各人」が、自らの「力と強さとを」、「たったひとりの人間、ないしは、たった一つの協議体」(のちに、“*Sovereign*”となる者)に、「移譲する」、という〈内容〉の「契約」は、(その〈内容〉については別として、「契約」そのものについて言えば)「第二の自然法」の立脚する〈論理〉を〈含まないもの〉であり、とりわけ、前出・II. 3) に見た・“*Lev. (E. L.)*” Pt. I. Chap. XIV. prg. 5. に、ホブズによって逆の表現で語られた・「第二の自然法」の〈論理〉を〈含まないもの〉である。

h) したがって、この「契約」概念にあっては、

i) 「各人」の〈いずれか〉が、〈対内・対外〉の「共同の平和」の「保証」たる・「共同の力」の「設立」のために、「たったひとりの人間」、あるいは、「たった一つの協議体」にたいして、自らの「力と強さと」を、「移譲する」、という〈条件〉が存在したにしても、(ただし、「力と強さと」の「移譲」については、本・IV. 後出・11) および 14) を、参照されたい)、

ii) 「第二の自然法」の〈論理〉の欠落ゆえに、〈他の「各人」〉が、〈ひとしく〉、「共同の平和」を欲求し、したがって、「共同の力」の「設立」を意志することによって、上記の〈条件〉と〈同一の事柄〉、すなわち、上述の「移譲」へ向かって〈自己を拘束する〉ことが、ないのであり、

iii) そしてまた、同じ〈論理〉の欠落ゆえに、当該の〈いずれか〉の「各人」ならびに〈他の「各人」〉が、〈特定〉の「各人」であるにとどまるのであって、

iv) それゆえ、上の〈条件〉と、それと〈同一の事柄〉にたいする〈自己拘束〉とが、〈あらゆる「各人」〉（少なくとも、〈多数者をなす「各人」〉）のあいだにあって、〈相互的〉ではないのであるから、

v) 「共同の力」の「設立」は、〈不可能〉であって、

vi) その〈不可能〉は、この「契約」が行なわれなかったことと〈同一〉であるのである。

10) 以上の理由によって、“*EoL.*” Pt. I. Chap. 19. §. 10.の前段に述べられる「契約」の概念は、“*Lev. (E. L.)*” Pt. II. Chap. XVII. prg. 13.に示される「契約」概念の《原型》ではなく、言いかえれば、「共同の力」の「設立」（「国家」の「産出」）を齎らす「契約」を、意味するものではない。

11) さて、つぎに、この「契約」の〈内容〉について言えば、

a) 「各人」の「力と強さと」は、〈物件〉では、ない。それゆえ、「契約」の〈内容〉たる「力と強さ」それ自体を「移譲する」ことは、〈不可能〉である。

では、「移譲する」ことの〈不可能〉な・「各人」の「力と強さと」を、しかもなお「移譲」すること、そして、それによって「共同の力を設立すること」は、〈いかにして可能〉であるか。

b) ホブズは、この困難について、同じ§. 10. の後段で、言う。

「ところが、どのような人間にしましても、自分自身の強さを実際に (*real-ly*)、ほかの人間に移譲することは、不可能でありますし、あるいは、当の他人が、その強さを実際に、受け取ることは、不可能であるのでありますから、こう理解されなくてはならないのです。すなわち、人間誰しもの力と強さとを移譲するとは、その人間がそのように力と強さとを移譲する・相手の者〔の力と強さと〕に抵抗する・その人間自身の権利 (*his own right of resisting him to whom he so tranferreth it*) を、〔その・相手の者に〕引き渡す (*lay*

by), ないしは, 譲り渡す (relinquish) こと以上のなにもものでもないのである, と」(EoL. Pt. 1. Chap. 19. §. 10. p. 104)。

c) この叙述は, 言うまでもなく, 「ある・共同の力」・「国家」を「設立」する・「各人」の〈行動の仕方〉たる「契約」の〈内容〉をなす・「各人」の「力と強さと」の「移譲」が, 〈ある・特殊な性格〉のものであることを, 示している。

すなわち, 上記の「移譲」とは, 「移譲する」・その「相手の人間」(あの「たったひとりの人間, ないしは, たった一つの協議体〔集合体〕」。“Sovereign”))に「抵抗する」ところの・「各人」「自身の権利」を, その「相手の人間」に, 「引き渡す」, 「譲り渡す」, という〈特殊な性格〉の「移譲」であることを, 告げているものである。

d) とすると, 本・IV. 前出・8) の叙述と, 上記・本・11), b) のそれとからすれば, ホブズは, §. 10. にあって, 8) に見た〈内容〉の「契約」——再言すれば, 「各人」が, 自らの「力と強さと」を, 「たったひとりの人間, ないしは, たった一つの協議体」(“Sovereign”)に「移譲する」——という〈内容〉の「契約」は, 本・11) b) の叙述にしたがって言う時, ——「各人」が, その「移譲」の「相手の者」(「たったひとりの人間, ないしは, たった一つの協議体」。“Sovereign”))の「力と強さと」に「抵抗する」・「各人」「自身の権利」を, 上記の「相手の者」に, 「引き渡す」・「譲り渡す」——という〈内容〉の「契約」と〈同一〉である, としていることになる。

12) いな, そればかりではない。

a) ホブズは, §. 7. で, 本・IV. 前出・5) に見た・「共同の力」の「設立」の〈唯一の道〉たる「融合」が, いかにして「形成」されるか, について, つぎのように, 述べている。

「融合の形成は, つぎのところにあります。すなわち, 各人のすべてによって指名された決定された・ある・たったひとりの人間, ないしは, ある・たった一つの協議体が, 各人にたいして, 行なえ, と命令する・そうした行動を

行なうように、各人が、契約によって (by covenant)、上記の人間ないし協議体にたいし、自分自身を拘束する (oblige himself to)、というところにあるのですし、また、上記の人間ないし協議体が、各人にたいして、行なってはならない、と禁止し、あるいは、命令する行動は、行なわないように、各人が、契約によって、上記の人間ないし協議体にたいし、自分自身を拘束する、というところにあるのです」(EoL. Pt. I. Chap. 19. §. 7. p. 103)。

b) この叙述にしたがえば、「共同の力」を「設立」し、すなわち、「融合」を「形成」する「契約」は——「各人」が、「たったひとり人間、あるいは、たった一つの協議体」、「Sovereign」の「命令」・「禁止」に〈服従する〉「ように」、上記の者「にたいして」、「自分自身を拘束する」(〈義務・責任を負う〉)——という〈内容〉の「契約」である。

c) 上によるならば、ホブズは、本・IV. 前・11), d) に述べたように、§. 10. にあって、二つの〈内容〉の・二つの「契約」を、〈同一〉のものとするばかりでなく、本・12)・上記・a), b) にあげた・〈内容〉の「契約」をも併せて、三つの〈内容〉の・三つの「契約」が、互いに〈同一〉である、としていることになる。

d) すなわち、

「各人」が、「ただひとり人間、ないしは、ただ一つの協議体」(“Sovereign”) に、

i) 自らの「力と強さとを」、「移譲する」——という〈内容〉の「契約」(§. 10.),

ii) 上記の者に「抵抗する」・「各人」「自身の権利」を、「引き渡す」・「譲り渡す」——という〈内容〉の「契約」(§. 10.),

iii) 上記の者の「命令」・「禁止」に、〈服従する〉「ように」、上記の者「にたいして」、「自分自身を拘束する」——という〈内容〉の「契約」(§. 7.),

この・三つの〈内容〉の・三つの「契約」は、互いに〈同一〉であり、

iv) かかる「契約」が、「共同の力」の「設立」を齎らす——としているのである。

13) だがしかし、

a) i) の「契約」概念は、本・IV・前出・9) に述べた理由によって、「共同の力」を「設立」せしめる「契約」を、意味するものではなかった。

b) 同じ理由によって、iii) の「契約」概念についても、上記の事柄は妥当する。

なぜなら、「第二の自然法」と、その<論理>とを欠いている“EoL.”にあっては、「各人」が、「たったひとり人間、ないしは、たった一つの協議体」 (“Sovereign”) の「命令」・「禁止」に<服従する>「ように」、上記の者「にたいして」、「自分自身を拘束する」、という「契約」における・その「自分自身を拘束する」こと (<自己拘束>) は、生じえないからであり、また、それゆえ、<条件> と、<条件> と <同一の事柄> への <自己拘束> とが、少なくとも <多数者をなす各人> のあいだにあって <相互的> でなければならない・その <相互性> も、生じえないからである。

14) さらに加えて言えば、ii) の「契約」が、別の根拠によって、成立しえない、ということがある。

a) それは、ii) の「契約」の<内容>が、「権利」(ここでは、「抵抗する」「権利」) を「引き渡す」・「譲り渡す」ことであるからである。

b) 「契約」の<内容>が、「抵抗」ないし <抵抗力> を「引き渡す」・「譲り渡す」ことであるならば、「抵抗」は、「力と強さと」の<行使>の<仕方>の一つであるから、したがって、「抵抗」ないし <抵抗力> を「引き渡す」・「譲り渡す」とは、<抵抗しない> ことにほかならず、このことは、「契約」が、「共同の力」を「設立」する「契約」であれ、しからざる「契約」であれ、「契約」の<内容> たりうるのであって、それゆえ、かかる<内容>の「契約」は、論理上成立しうる。

c) i) しかるに、「権利」とは、本稿・第I部・第IV章(『経済と経営』)。

18-1.) で“*Lev. (E. L.)*” Pt. I. Chap. XIV. prg. 1.にあっての・「自然権」の規定を見た時に知ったとおり、「自由」のことである。「各人」の「自分自身の生命の保存」を「目的」とする〈行動〉と〈行動の仕方〉とにたいして「外部にある障害物が遠くに離れていること」としての「自由」が、「自然権」であるのであった。

ii) また、本・第七章・III, 3), a)において、“*Lev. (E. L.)*” Pt. I. Chap. XIV. prg. 7.が、人間〈相互〉のあいだでの・「権利」の「移譲」について語る時、「移譲」の意味は——「権利」を「別の人間」に〈移譲する人間〉は、〈移譲される〉「別の人間」が、〈移譲する人間〉「からの妨害をうけずに」、〈移譲する人間〉が「自分のものとしてもとももっていた権利を、享受することができるように、道を譲るだけである」——というところにある、ということを見たが、「権利」の「移譲」が、かかる意味であることは、「権利」そのものが、「自由」である、ということからの帰結である。

iii) また、本稿・第II部・第三章(『教養部紀要』。第29号.)。P)以下で、“*EoL.*”および“*DC.*”における・「自然権」の〈根拠づけの論理〉を分析したさいに見たとおり、この二著述における「自然権」とは、「自然という必然性」に基礎をもつ「自由」が、「権利という名辞によって表示されて」いるものであり(DC. Cáp. I. §. 7.), 「権利」と「非難されることがない自由」とは、〈同義語〉であるのであった(*EoL.* Pt. I. Chap. 14. §. 6.)。

d) さて、そこで、前出の・ii)の「契約」、すなわち、「抵抗する」「権利」を、「引き渡す」・「譲り渡す」、という〈内容〉の「契約」は、「抵抗する」「自由」を、「引き渡す」・「譲り渡す」、という〈内容〉となる。

e) しかし、「抵抗する」「自由」をも含んで、一般に、なにらかの〈内容〉をもつ「自由」を「引き渡す」・「譲り渡す」、ということは、いったい、いかにして、〈可能〉であるのか、である。

なぜなら、「自由」, 「妨害をうけない」こと, 「外部にある障害物が遠くに離れていること」——このことを, 「引き渡す」・「譲り渡す」、ということは,

「自由」それ自体を〈消散〉させることにほかならないからである。

f) まさにこのところに、“*Lev. (E. L.)*” Pt. I. Chap. XIV. prg. 5.で「各人」は、「第二の自然法」によって、自らのもつ・「自然権」という「自由」を、第三者に「手渡セ」と「命令」される、とするホブズが直面することになる・大きな理論上の困難が、あるのである。

g) ホブズは、“*Dē Hōmine*”. ([デー・ホミネ]. 『人間について』。以下，“DH.”と略記)の最終・Cáp. XV. *Dē Hōmine Fictitiō*. [*Fictitiō*] ([デー・ホミネ・フィクティオー・ティオー [フィクティオー・キオー]。「第十五章。他人の役割を演ずる人間について」)と、この章を展開した・“*Lev. (E. L.)*” Pt. I. 最終・Chap. XVI. Of PERSONS, AUTHORS, and things Personated (人格、本人、および、人格とされた物について)とに示す・ある〈理論〉によって、“*Lev. (E. L.)*” Pt. II. OF COMMON-WEALTH (カマン・ウェルス [国家] について) Chap. XVII. Of the Causes, Generation, and Definition of a COMMON-WEALTH (カマン・ウェルスの目的、産出、および定義について), prg. 13.に述べる・「国家」を「産出」する「契約」の〈内容〉に、ある工夫を加えて、この・理論上の困難を解消する。(この間の経緯は、本・第I部・次・第八章の主題にかかわる)。

h) がしかし、“*EoL.*”には、(そして、本章・次・V.に見る“*DC.*”にあっても)、上述の〈理論〉は、全く見当らない。

i) したがって、前見の・ii)の「契約」の概念は、成立の理論的根拠を、もたないものである。

j) それゆえに、ii)の「契約」は、論理上成立しえないものである。

(k) 本・9), 前出・f)に記したように、“*DH.*”に、上記の〈理論〉を提示するCáp. XV.がおかれた理由は、“*EoL.*”, “*DC.*”における・理論上の困難——「権利」すなわち「自由」を、「移譲する」ことは、〈いかにして、可能〉であるか——を、ホブズが自覚したところにあるように、思われる)。

15) a) 以上に吟味したとおり, “*EoL.*” Pt. I. Chap. 19.の§§. 4., 6., 7., 10. にわたる叙述に現われる「契約」の概念のうち, 二つのものは, 「共同の力」の「設立」を齎らさないものであり, 一つは, それ自体, 成立しえないものである。

b) しかしながら, 前者の「契約」概念が「共同の力」を「設立」せしめるものではない理由は, その「契約」が, 「第二の自然法」を欠き, したがってそれが立脚する〈論理〉を欠いているところに, あるのであった。

c) このことは, 逆に, 「共同の力」の「設立」を齎す「契約」概念 (“*Lev. (E. L.)*” Pt. II. Chap. XVII. prg. 13.)は, 「第二の自然法」の〈論理〉を〈自らに不可欠のもの〉として, 〈含まざるをえない〉, ということを, 立証しているのである。

d) そして, 〈自らに不可欠のもの〉として〈含まざるをえない〉, ということは, 上記の「契約」概念は, 「第二の自然法」が立脚する〈論理〉を, 表現しているものである, ということである。

e) こうして, 探索してきた「契約」概念が“*EoL.*”に現われていないこと自体によっても, 本章の主題が, 肯定の結論をえることは, 確認されたのである。

V

1) ところで, “*EoL.*”の上掲諸節 (§§. 4., 6., 7., 10.) が示す立論に相当するものを告げているのは, “*DC.*” Cáp. V. Dē Causis et Generatiōne Civitātis ([デー・カウスイース・エト・ゲネラーティオーネ・キーウィターァティス]。第五章。国家の原因と産出とについて) の§. 5. の最終部分以下, §. 8. までである。

すなわち,

a) ホブズは, まず, §. 5. の最終部分から§. 6. の冒頭にかけて, “*EoL.*” Pt. I. Chap. 19. §. 4.とひとしく, 「同意」は, 「平和の維持と安定した防衛と

にとって、充分ではない…」と述べる。

「ところで、個々人が、処罰の恐怖ゆえにそれによって導かれる・ある・共同の力 (*pótestās áliqua commūnis*. [ポラスタース・アリクウア・コムムーニス]) を伴わない同意 (*cōnsēnsio*. [エーンセーンスイオ]), ないしは、それを伴わずに結ばれた社会 (*sociētās*. [ソキエタース]) は、自然に基づく正義の遂行のために要求される安全 (*sēcūritās*. [セークーリタース]) にとっては、十分なものではありません」(DC. Cáp. V. §. 5. OL · II. p. 213)。

「第六節。それゆえ、上の目的〔自然に基づく正義の遂行のために要求される安全〕のための・数多くの意志の合致 (*cōnspirātio*. [コーンスピーラーティオ]。「同意」) は、平和の維持 (*cōservātio pācis*. [コーセルウァーティオ・パーキス]) と安定した防衛 (*dēfēnsio stābilis*. [デーフェーンスイオ・スタビリス]) とにとって、充分ではないのですから、…」(傍点は、原文イタリク。DC. Cáp. V. §. 6. OL · II. p. 213)。

6) さて、そこで、§. 6. の・上につづく部分の叙述は、当然、「平和の維持と安定した防衛と」にとって「要求される」事柄についての叙述となるが、それは、“EoL.” Pt. I. Chap. 19. §. 6. にあって、「多数の人間の意志」を、「たったひとりの人間の意志の中に」、ないしは、「たった一つの協議体の意志の中に」、「包み込む」こと・「含み込む」こと、すなわち「融合」と呼ばれた事柄の論旨に、これが生起する〈前提〉と、〈前提〉の〈結果〉とが加えられて、〈三つ〉の部分から、成るものである。すなわち、こう言われている。

「…充分ではないのですから、要求されますのは、平和と防衛とにとって必要不可欠な事柄にかんしましては、あらゆる人間の意志が、たった一つになること、であります。けれども、このことは、各人が、自分の意志を、第三者である・たったひとつのものの意志に、もちろん、たったひとりの人間の意志に、ないしは、たった一つの協議体の意志に、服従させ、その結果、共同の平和にとって必要不可欠な事柄について、その・たったひとりの人間、ないしは、たった一つの協議体が、たとえどのような事柄を意志したにしま

しても、その意志が、あらゆる・個々の人間の意志と見做されなくてはならない、というのでなければ、起こりえないのです。ところで、私が協議体と呼びますものは、あらゆる人間の・共同の・よいもののためには、なにを行なうべきか、ないしは、なにを行なってはならないか、について、秤量を行なう・数多くの人々の集合体のことであります(「意志」、「たった一つ」、「ただ一つもの」、「人間の」、「協議体の」、以外の傍点は、引用者。DC. Cáp. V. §. 6. OL · II. p. 213)。

i) ここでは、“*EoL.*”にあって、「多数の人間の意志」を「たったひとりの人間」ないしは「たった一つの協議体」の「意志の中へ」「包み込む」・「含み込む」とされていた事柄が、イ) まず、「平和と防衛とにとって必要不可欠な事柄」にかんしては、「あらゆる人間の意志」が「たった一つになる」ことである、と表現され、ロ) しかし、そのことが生起する<前提>は、 α) 「各人」が、「自分の意志を」、「第三者である・たったひとつのものの意志に」、すなわち、「たったひとりの人間の意志に」、ないしは、「たった一つの協議体〔集合体〕の意志に」、「服従させ」ることであり、 β) そして、「服従させ」る「結果」、「共同の平和にとって必要不可欠な事柄について」は、上記の「たったひとりの人間」、ないしは、「たった一つの協議体」が、「たとえどのような事柄を意志したにしましても」、「その意志」を、「あらゆる・個々の人間〔すなわち、「あらゆる」「各人〕」の意志、と「見做されなくてはならない」、ということである、とされるのであって、そして、ハ) 以上の事柄が、「平和の維持と安定した防衛と」にとって「要求される」ところである、と規定されているのである。

ii) しかし、上記の<前提>のうち、ロ), α), くりかえせば、「各人」が、「自分の意志を」、「たったひとりの人間の意志に」、ないしは、「たった一つの協議体の意志に」、「服従させる」、という立論は、“*EoL.*” Pt. I. Chap. 19. §. 7.に、「各人」は、「契約によって」、「たったひとりの人間」、ないしは、「たった一つの協議体」が、「各人にたいして」、「行なえ、と命令する・そうした行

動を行なうように」、「上記の人間ないし協議体にたいし」、「自分自身を拘束する」、また、「上記の人間ないし協議体」が、「行なってはならない、と禁止し、あるいは、命令する行動は、行なわないように」、「上記の人間ないし協議体にたいし」、「自分自身を拘束する」と言われていたことと〈同一〉の論旨である。(この・*EoL.* Pt. I. Chap. 19. §. 7.の論旨は、本章・本・IV. 次・2), a) (“*DC.*” Cáp. V. §. 7.) に、再現する)。

したがって、上記の〈前提〉は、“*EoL.*”の論旨をこえたものではない。

iii) つぎに、この〈前提〉の〈結果〉とされている事柄は、それ自体としては、“*EoL.*”, “*DC.*”には現われず、“*DH.*”および“*Lev. (E. L.)*”にのみ見られる理論、すなわち、本稿・第I部・次・第VIII章の主題に属する〈本人と代行者との関係の理論〉を、示すものである。

すなわち、この〈理論〉にしたがえば、「たったひとりの人間」、ないしは、「たった一つの協議体」は、「あらゆる・個々の人間」すなわち〈あらゆる各人〉を自らの「本人」とする・この「本人」の「代行者」であって、「本人」たる「各人」は、これらの者にたいし、「各人」を、「自分の本人である、とする権限〔資格〕を与え」ており、「代行者」は、その「権限〔資格〕をもっている」、とされるのであって、したがって、ここから、これらの者が、「たとえどのような事柄を意志したにしましても、その意志が、あらゆる・個々の人間の意志と具做されなくてはならない」、ということが、〈帰結〉するのである。

iv) しかし、〈本人と代行者との関係の理論〉からの・この〈帰結〉は、本・第VII章の主題——“*Lev. (E. L.)*”における「契約」概念が、「第二の自然法」の立脚する〈論理〉を表現している、とする解釈の確証——には、かかわりをもたない。なぜなら、〈本人と代行者との関係の理論〉そのものが、すでに当該「契約」の〈内容〉の〈特殊な性格〉にかかわる理論にすぎないからである。

2) 本章の主題にとって肝要であるものの一つは、つぎの§. 7. の論旨で

ある。

a) すなわち、つづく§. 7. は、「あらゆる人間」が、「自分の意志」を、「たったひとりの人間の意志に、ないしは、たった一つの協議体の意志に」、「服従させる」こと、すなわち「融合 (ŪNIO. [うーニオ])」について、「融合」とは、「各人」が、「契約によって」、あの「たったひとりの人間の意志に」、ないしは、あの「たった一つの協議体の意志に」、「抵抗しないように、自分を拘束する」、言いかえれば、「各人」が、「自分の強さと力とを、誰であれ第三者に立ち向かって行使することを」、「たったひとりの人間、ないしは、たった一つの協議体にたいして」、「拒否しないように、自分を拘束する」——そのことによって、形成される、と語っているのである。

「このようにして、あの・あらゆる人間が、〔自分の〕意志を、たったひとりの人間の意志に、ないしは、たった一つの協議体の意志に、服従させることは〔以上の傍点は、原文イタリク〕、つぎの場合に、形成される (fit. [フィーイト]) のです。すなわち、それは、上記の・あらゆる人間のうちの各人が (ūnusquisque eōrum [ōmniū] illōrum. [うーウヌスクウイスクウエ・エーオールウム [・オムニウム]・イッローオールウム))、それ以外の人々のうちの各人との (ūnicuique cæterōrum. [うーニクウイクウエ・カエテローオールウム]. <他の各人と>の意) 契約 (pāctum. [パクトウム]) によって、自分がわが身を服従させなくてはならない (cūī sē submiserit. [クウイー・セー・サブミセリト])・あの〔たったひとりの〕人間〔傍点は、原文イタリク〕の意志に、ないしは、あの〔たった一つの〕協議体〔傍点は、原文イタリク〕の意志に、抵抗しないように、自分を拘束する (sē...ōbligat ad nōn resistendum voluntātī. [セー・オブリガト・アド・ノーオン・レスイステンドウム・ウォルンターティー])・その場合でありますし、言いかえますと、各人が、自分の強さと力とを、誰であれ第三者に立ち向かって行使することを、たったひとりの人間、ないしは、たった一つの協議体にたいして、拒否することがないように、(と言いますのは、各人は、力に立ち向って自分

自身を防衛する権利をもちつづけている、と理解されるからです)、自分を拘束する・その場合であります。そして、[このようにして]、あらゆる人間が、[自分の]意志を、たったひとりの人間の意志に、ないしは、たった一つの協議体の意志に、服従させることが、融合と呼ばれるのです」(DC. Cáp. V. OL · II. pp. 213–214)。

b) この叙述の論旨は、つぎのところにある。すなわち、

i) 「各人」が、「あの〔・たったひとりの〕人間の意志に、ないしは、あの〔・たった一つの〕協議体の意志に」(すなわち、(“Sovereign”の「意志に」))、「抵抗しないように」、「自分を拘束する」——という〈内容〉の「契約」を、

ii) 言いかえれば、「各人」が、「自分の強さと力とを、誰であれ第三者に向かって行使することを」、「たったひとりの人間、ないし、たった一つの協議体にたいして」、「拒否することがないように」、「自分を拘束する」——という〈内容〉の「契約」を、

iii) 「それ以外の人々のうちの各人」とのあいだに交し合う場合に、

iv) 「融合」が「形成される」。

v) しかるに、「融合」の「形成」は、上記・ii) の〈契約内容〉に照せば、「各人」の「力と能力とにたいする権利」が、「たったひとりの人間、ないしは、たった一つの協議体」の中に〈集中〉することであり、言いかえれば、「共同の力」の「設立」である。

vi) それゆえ、上見・i), ii) の〈内容〉の「契約」を、「各人」と「各人」とが交し合うことが、「共同の力」を「設立」する道である。——

c) しかしながら、i) ホブズは、“DC.” §. 5. の最終部分で、前見のように、「同意」は、「平和の維持と安定した防衛とにとって、充分ではない…」と述べる直前まで、「人間」のあいだにあっては、「戦争と内戦と」が、ほとんど必然に近いことを述べていた。

ii) それに、“EoL.”にあってとひとしく、“DC.”において「自然法」を数多く挙げている Cáp. II. (第二章) と Cáp. III. (第三章) とには、“Lev. (E.

L.)” Pt. I. Chap. XV.が記している・計十七の「自然法」と同一のもの、類似のものは見えるにせよ、Chap. XIV.に示される「第一の・基本となる自然法」と「第二の自然法」とは、姿を見せていないのである。

d) してみれば、本章・前・IV. 9), および13) で, “EoL.”にあっての「契約」概念は, 「共同の力」を「設立」せしめる「契約」を, 意味するものではない, と述べたことは, “DC.” Cáp. V. §. 7.における・上見の「契約」概念についても, 言いうるところである。

なぜなら, この「契約」概念は, 「第二の自然法」が立脚する〈論理〉を〈含んではいない〉のであって, したがって, この「契約」の〈内容〉であり, しかも, 「融合」そのものをなす・「…ように, 自分を拘束する」・その〈自己拘束〉は, この「契約」からは生じえないからであり, してみれば, ホブズが言う・「あらゆる」「各人」と「各人」とが「契約」を交し合うことすらも, 実は, この「契約」概念からは, 帰結しえないからである。

3) さて, 最後に, §. 8. は, 上記・2), a) に見た・§. 7. の論旨のうち, 「…あらゆる人間が, [自分の]意志を, たったひとりの人間の意志に, ないしは, たった一つの協議体の意志に, 服従させることは, …」をうけて, つぎのように述べている。

「ところで, 自分の意志を他人の意志に従属させる者は, 自分の力と能力とにたいする権利 (*Jūs virium et facultatum suarum*. [ユース・ウィーリウム・エト・ファクウルターアトゥウム・スウアーアルウム]) を, その他人に, 移譲する (*trānsfert*. [トランスフェルト]) のです。これは, それ以外の者たち (*cæteri* [カエテリー]) が, 同じ事柄 [自分の意志を他人の意志に従属させる] こと。したがって, 「自分の力を能力とにたいする権利」を, 「その他人に移譲する」こと) をすることがあったとする (*fecerint*. [フェケリント]) 場合には, 服従をうける・あの者 [「たったひとりの人間, ないしは, たった一つの協議体」] が, 巨大な力 (*tántæ vírēs*. [タンタエ・ウィーレース]) を手に入れて, その・巨大な力の脅威によって, 個々の者の意志を,

融和 (*ūnitās*. [ウーニタース]) と協和 (*concordia*. [コンコルディア]) とをなすように、形づくることのできるためなのです」(DC.Cáp. V. §. 8. OL. II. p. 214)。

a) この叙述の論旨は、

i) 「共同の平和」にとって〈不可欠〉な・「個々人」の「意志」の「融和」と「協和」とは、「巨大な力」すなわち「共同の力」の「脅威」によって、形づくられ、

ii) しかし、その「共同の力」は、「個人」(「各人」)の〈ある者〉が、「自分の力と能力とにたいする権利」を、「他人」(「たったひとり人間、ないしは、たった一つの協議体」)に「移譲」し、かつ、「それ以外の者たち」も、その「同じ事柄をすることがあったとする場合に」、生ずるのである、——というところにある。

b) i) しかしながら、「個人」が、「自分の力と能力とにたいする権利」は、もとより、「自分の力と能力とを」、「他人」に「移譲する」、ということすら、「*EoL.*” Pt. I. Chap. 19. §. 10.の後段に見た・「力と強さと」を「移譲する」こととひとしく、それ自体としては、〈不可能〉である。

ii) それゆえ、本章・前・IV. 14), b) に述べたように、「自分の力と能力とを」 「他人」に「移譲する」とは、その「他人」の「力と能力」とに〈抵抗しない〉ことである、と「理解」するのでなければ、ホブズの・上掲・a), ii) の論旨は、成立しえない。

c) i) いわんや、「移譲」されるのは、「自分の力と能力とにたいする権利」である、とホブズは、している。

ii) とすれば、ここには、前・IV. 14), c) 以下に記したと同じく、「自分の力と能力と」を〈行使〉する「自由」を、「移譲する」ことは、〈いかにして可能〉であるか、という・理論上の困難があるのであって、しかも、その困難を解消させる〈理論〉を、「DC.”は、もっていないのである。

iii) それゆえ、「自分の力と能力とにたいする権利」を、「他人」に「移譲

する」, という・ホブズの論旨も, また, 成立しえないのである。

d) i) さらにまた, ホブズは, 「それ以外の者たちが, 同じ事柄をすることがあったとする場合には」, と書いている。

「…することがあったとする…」の原語である“*fecerint*”は, “*fácere*”([ファケレ], <作ル>, <行ナウ> が, 主意である) の <[過去] 完了の接続法形> であって, この場合には, <現在> の時点から見た <不確定な可能性>・<仮定> を, 表わすものである。

ii) このことは, “*DC.*”にあっても, “*EoL.*”におけるとひとしく, 「第二の自然法」が欠落しているため, それの <論理> が存在しないところから, 「ほかの者」が, <条件> と <同一の事柄> へ <自己を拘束する>, とは <断定しえなかった> 事情を, 映しているのである。

4) i) このようにして, “*EoL.*”について見たのと同じく, “*DC.*” *Cáp. V.* にあっても, §. 7. に語られる「契約」概念は, 「共同の力」(「国家」)を「設立」する「契約」を, 意味するものではなく(本・V. 前出・2), c), d), 参照), また, いくつかの論旨は, 成立しえないものであった(前出・3), b), c), 参照)。

ii) そして, §. 7. に現われる「契約」概念が, 「共同の力」の「設立」を齎す「契約」を意味しないことの背後にも, また, 成立しえない論旨の一つの背後にも, “*DC.*”における・「第二の自然法」の欠落と, したがって, その <論理> の欠如とが, あるのであった。

5) けれども, 前・IV. 15) に述べたと同一の根拠によって, 上記の事柄は, 却って, 「共同の力」を「設立」し「国家」を「産出」する・「各人」の <行動の仕方> としての「契約」の概念は, 「第二の自然法」が立脚する <論理> を, 表現している, とする解釈を, 確証するものである。

6) 上述・5) を逆に言えば, 「第二の自然法」の <帰結> であり, それゆえ, 「第二の自然法」の <論理> を表現している・“*Lev. (E. L.)*” Pt. II. Chap. XVII. prg. 13. に現われる「契約」の概念(本章・前出・II. 2) ~ 6), 参

照)は、この箇所にも、しかも、卒然と、姿をあらわすものであるにも拘らず、「共同の力」の「設立」(「国家」の「産出」)を齎す「契約」概念である、と〈断定〉することが、許される(前出・III. 6), 参照)。

そして、再言すれば、

a) “*EoL.*”ならびに“*DC.*”には、「平和にとって適切な諸指示」の一つたる「第二の自然法」という「命令」は、見出されない。

b) したがって、この二著述には、“*Lev. (E. L.)*” Pt. II. Chap. XVII. prg. 13.に「共同の力」を「設立」し、すなわち、「国家」を「産出」し、「平和」を〈創出〉する「契約」の概念にとって、その〈前提〉であり、かつ、この「契約」概念が表現している・「第二の自然法」の立脚している〈論理〉は、欠落している。

c) そして、「第二の自然法」が「各人」に「命令」する・「自然権」という「自由」の〈手渡し〉・「移譲」・「譲渡」(上記の「契約」の〈内容〉)を〈可能〉にする〈理論〉も、存在しない。

a) それゆえ、“*EoL.*”, “*DC.*”には、“*Lev. (E. L.)*”・上掲箇所に示される「契約」概念の《原型》(ならびに、「契約」理論の《基型》)は、見出されない。

(第七章, 終り)